

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）	定義府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>合同会社の社員権を不特定多数の者に販売する所謂社員権商法については、近時被害が多発しており、本改正案については適切な規制を課すものとして賛成である。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>
2	<p>合同会社の社員権の自己募集に関し、登録がなければ、業務執行社員に限り、従業員を使用できなくなるとすると、民間企業の資金調達を大いに制限することとなり、反対である。理由は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一部の制度悪用者を規制するために、まともな合同会社が巻き添えを食うのはおかしい。これでは、ベンチャーが育たなくなってしまう。 2. 行政が過度にパターンリスティックであれば、国民の投資に関するリテラシーが育たない。国民経済の発展のためには、投資に対するリテラシーを向上させる方が先決ではないか。 3. 国会が、合同会社制度を設けた趣旨・目的を大いに損なう。 4. 従業員は法人の手足であるので、法人の自己募集のために、業務執行社員の指揮命令の下、動くのは当然のことである。保険なら、外交員ですら募集をしている。 5. 社員権の募集に関しては、すでに、特定商取引法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法による規制があり、消費者保護は、そちらですればよい。 	<p>本改正は、証券取引等監視委員会からの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実態が不透明な合同会社が、多数の従業員を通じ、多数の投資家に対して、社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという相談・苦情が多数寄せられていることを踏まえ、 ・投資家保護を徹底する観点から、適切な措置を講ずる必要がある <p>との建議を受け、合同会社等の社員権の発行者に関する規定について、必要な見直しを行ったものです。</p> <p>本改正において見直しがなされた合同会社等の社員権については、その取得勧誘に業務執行社員以外の従業員が関与するときは、当該従業員が行う取得勧誘が業として行うものと認められる場合について、金融商品取引業の登録が必要となります。</p>
3	<p>本改正の趣旨は、合同会社が、実際に合同会社の業務を執行しておらず、必ずしも業務内容に精通していない業務執行社員以外の従業員や使用人（従業員等）を用いて、多数の投資家に対してその社員権を取得勧誘する行為を金融商品取引業の対象とする趣旨との理解だが、そのような理解でよいか。また、そのような理解を前提とした場合、例えば、規制を潜脱する目的で、（1）当該合同会社の従業員等を形式的に業務執行社員とした場合や、（2）実態のない法人を合同会社の業務執行社員とし、その法人の従業員等を通じて取得勧誘を行う場合などについては、どのように考えればよいか。</p>	<p>本改正は、証券取引等監視委員会からの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実態が不透明な合同会社が、多数の従業員を通じ、多数の投資家に対して、社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという相談・苦情が多数寄せられていることを踏まえ、 ・投資家保護を徹底する観点から、適切な措置を講ずる必要がある <p>との建議を受け、合同会社等の社員権の発行者に関する規定について、必要な見直しを行ったものです。ご照会のケースに限らず、形式的には業務執行社員とされている者による取得勧誘であっても、業務執行社員以外の者による取得勧誘に該当すると認められる場合もありうるものと考えられ、その場合における金融商品取引業登録の要否については、実態に照らして、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
4	<p>発行者が業務執行社員となる合同会社の社員権の自己私募又は自己募集においては、業務執行社員が法人の場合、当該法人の職務執行者による、投資者への社員権の取得勧誘は当然金融商品取引業登録なしで許容され</p>	<p>合名会社、合資会社又は合同会社の業務執行社員が行う、当該合同会社等の社員権であって電子記録移転権利に該当しないものの取得勧誘については、原則として金融商品取引業の登録</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ると考えられるがその理解でよいか。また、法人である代表社員の職務執行者は登記されるものの、法人である代表社員に該当しない業務執行社員の職務執行者は登記されないが、いずれの場合も職務執行者による投資者への社員権の取得勧誘は金融商品取引業登録なしで許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>は不要と考えられます。ただし、No. 3 で述べたように、形式的には業務執行社員とされている者による取得勧誘であっても、業務執行社員以外の者による取得勧誘に該当すると認められる場合もありうるものと考えられ、その場合における金融商品取引業登録の要否については、実態に照らして、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
5	<p>発行者が業務執行社員となる合同会社の社員権の自己私募又は自己募集において、業務執行社員たる法人の役員であるものの合同会社の職務執行者には選任されていない者による社員権の金融商品取引業登録なしでの取得勧誘は許容されるとの理解でよいか。</p>	
6	<p>特定有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)のうち、その出資総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う合名会社、合資会社又は合同会社の社員権及び外国法人の社員権で左記の性質を有するもの)に該当せず、かつ、有価証券投資事業権利等に該当する持分会社の社員権に関しては、引き続き、当該持分会社自身による自己私募及び自己募集は金融商品取引業に該当しないという既存の在り方を維持したものと理解でよいか。</p>	<p>本改正は、有価証券投資事業権利等に該当する合名会社、合資会社又は合同会社の業務執行社員が当該合同会社等の社員権の発行者とされるという点について変更するものではありません。したがって、当該合同会社等の業務執行社員以外の者が行う社員権の取得勧誘は、当該取得勧誘が業として行うものと認められる場合には、金融商品取引業に該当します。</p>
7	<p>特定有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)のうち、その出資総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う合名会社、合資会社又は合同会社の社員権及び外国法人の社員権で左記の性質を有するもの)に該当せず、かつ、有価証券投資事業権利等に該当する持分会社の社員権に関しては、私募に該当するために取得勧誘の開始にあたって有価証券届出書を提出していない場合でも、当該持分会社自身による自己私募は金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。</p>	
8	<p>定義府令第14条第3項第2号イ(1)に規定する場合は、当該権利が金商法施行令第2条の13第7号(有価証券投資事業権利等)又は同条第10号(電子記録移転権利であって有価証券投資を主とするもの)に規定するものに該当する場合をいい、それ以外の場合は想定されないとの理解でよいか。</p>	<p>合同会社の社員権については、現行規定上、貴見のとおりと考えられます。</p>
9	<p>定義府令第14条第3項第2号イ(2)に規定する場合は、当該権利が電子記録移転権利(合同会社の社員権に該当する場合に限る。)であって、有価証券投資を主としないものに該当する場合をいい、それ以外の場合は想定されないとの理解でよいか。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
10	<p>定義府令第14条第3項第2号ロに規定する場合は、当該権利が合同会社の社員権であって、適用除外有価証券に該当する場合とされているが、これは、言い換えれば、合同会社の社員権であって、有価証券投資事業権利等（金商法施行令第2条の13第7号）にも合同会社の社員権であって電子記録移転権利であるもの（有価証券投資を主とするか否かを問わない。）にも該当しない場合をいい、それ以外の場合は想定されないとの理解でよいか。</p>	
11	<p>特定有価証券（金商法第5条第1項）のうち合同会社の社員権にかかるものは、有価証券投資を主とするものをいい、有価証券投資事業権利等（金商法施行令第2条の13第7号）に該当するもの又は電子記録移転権利（同条第10号）に該当するものとの理解でよいか。</p>	
12	<p>有価証券投資事業権利等（金商法第3条第3号イ(2)）のうち合同会社の社員権にかかるものは、金商法施行令第2条の10第1項第3号に規定するものとの理解でよいか。</p>	
13	<p>電子記録移転権利（金商法第3条第3号ロ）のうち合同会社の社員権にかかるものは、有価証券投資を主とするか否かを問わず、当該電子記録移転権利には、有価証券投資を主とするもの（金商法施行令第2条の13第10号）と有価証券投資を主としないものがあるとの理解でよいか。</p>	